

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年 5 月22日

支出負担行為担当官
参議院庶務部会計課長 黒川 和良

1 工事概要

- (1) 工 事 名 本館ほか電力貯蔵設備改修工事
- (2) 工事場所 東京都千代田区永田町 1－7－1 ほか
- (3) 工事内容 電力貯蔵設備（交流無停電電源装置、直流電源装置）の改修を行う。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成31年 2 月28日まで。
- (5) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型）の工事である。
- (6) 本工事は、工事成績評価対象工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参議院の平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格認定において「電気工事」の「A」等級について認定されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成15年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の実績を有すること。ただし、軽微なもの（請負金額250万円以下の工事）は除く。
 - ・電力貯蔵設備の改修又は新設を含む工事。

ただし、評定点が65点未満で通知されている場合、当該実績を有するとは認めない（甲型共同企業体（共同施工方式）の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体（分担施工方式）の構成員としての実績は分担工事額の比率に関わらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが当該実績を有すること。

- (5) 施工計画（「施工上配慮すべき技術的所見」）が適切であること。
- (6) 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

なお、配置予定の主任技術者及び監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

- ① 主任技術者にあつては、1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格、若しくは 2 級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

監理技術者にあつては、1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(詳細は入札説明書による。)

- ② 平成15年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事に携わった経験を有する者であること。ただし、軽微なもの(請負金額250万円以下の工事)は除く。

・電力貯蔵設備の改修又は新設を含む工事。

ただし、評定点が65点未満で通知されている場合、当該実績を有するとは認めない(甲型共同企業体(共同施工方式)の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体(分担施工方式)の構成員としての経験は分担工事額の比率に関わらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。))。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が当該実績を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請するすべての者が当該実績を有していること。

- ③ 監理技術者にあつては、「電気工事」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (7) 平成27年10月1日から平成29年9月30日までに完成した電気工事の評定点の平均点が65点未満でないこと(この期間に電気工事の評定点の実績がない場合は65点とみなす。))。

- (8) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成15年4月4日議長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

- (10) 支出負担行為担当官が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約ができること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法 入札参加者は「価格」及び「企業・配置予定技術者の技術力」をもって入札に参加し、「価格」が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ(2)総合評価の方法によって得られた数値(評価値)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条第1項の調査を行うものとする。

- (2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を20点とする。
- ② 「標準点」は入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- ③ 「加算点」は入札説明書に記載された評価の基準において評価される項目により点数を与える。
- ④ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の

合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-16 参議院管理部営繕課契約係
電話03-3581-3111（内線74502）

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

交付期間 : 平成30年5月22日から平成30年6月6日まで。
交付時間 : 午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。
交付場所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-16
参議院管理部電気施設課
電話03-3581-3111（内線74561）

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 : 平成30年5月22日から平成30年6月6日まで。
受付時間 : 午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。
提出場所 : (2) 交付場所に同じ。
提出方法 : 持参すること。

(4) 入札書及び工事費内訳書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 : 平成30年6月27日から平成30年6月29日まで。
受付時間 : 午前10時から午後5時まで。
提出場所 : (1) に同じ。
提出方法 : 持参又は郵送（書留郵便に限る）
（郵送の場合は、平成30年6月29日までに必着のこと）

(5) 開札の日時及び場所

日 時 : 平成30年7月2日（月）午前11時
場 所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-16
参議院第二別館東棟2階営繕課・電気施設課会議室
（入札参加者は開札に立ち会うこと）

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付する場合、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の技術者の確認 落札者決定後、工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約に

より締結する予定の有無 無。

(8) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2 (2) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も 4 (3) により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。